付録の項目	C　周波数割当てごとの各衛星アンテナビーム若しくは地球局又は電波天文のアンテナについて提出すべき特性	静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象になる非静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象にならない非静止衛星通信網の事前公表	静止衛星通信網の通告又は調整（付録第30号又は第30A号の第2A条による宇宙運用機能を含む。）	非静止衛星通信網の通告又は調整	地球局についての通告又は調整（付録第30A号又は第30B号による通告を含む。）	放送衛星業務における衛星通信網についての付録第30号（第４条及び第５条）による通告	衛星通信網（フィーダリンク）についての付録第30A号（第４条及び第５条）による通告	固定業務における衛星通信網についての付録第30B号（第６条及び第８条）による通告	付録の項目	電波天文
	…											
C.4	無線局の種別及び業務の種類										C.4	
C.4.a	序文の記号を用いて表した無線局の種別			X	X	X	X	X	X	X	C.4.a	X
C.4.b	序文の記号を用いて表した実施される業務の種類			X	X	X	X				C.4.b	X
	…											
C.8	送信装置の電力特性 受動型のセンサーについては必要でない。										C.8	
	…											
C.8.a.2	dB(W/Hz)で表す各搬送波の型式についてアンテナの入力部に供給される最大電力密度[2] 付録第30B号の場合には、第8条に基づく通告についてのみ必要。 C.8.b.2も C.8.b.3.b も提供されない場合は必要である。			+	+	+	0			+	C.8.a.2	
	…											
C.8.b.2	dB(W/Hz)で表すアンテナの入力部へ供給される最大電力密度[2] 付録第30A号の地球局の調整又は通告については、この値には電力制御の最大範囲を含むものとする。 付録第30B号の場合には、第6条に基づく提出についてのみ必要。 C.8.a.2も C.8.b.3.b も提供されない場合は必要である。			+	+	+	+[1]	X	X	+	C.8.b.2	
	…											
C.8.h	必要な帯域幅で平均化された、dB(W/Hz)で表すアンテナの入力部に供給される1Hz当たりの最大電力密度							X	X	X	C.8.h	

	…											
C.10.d.7	メートルで表すアンテナの直径 付録第30A号以外の場合は、13.75-14GHz、14.5-14.75GHz（放送衛星業務用フィーダリンク用途以外に係る決議第163(WRC-15)に掲げる国々）、14.5-14.8GHz（放送衛星業務用フィーダリンク用途以外に係る決議第164(WRC-15)に掲げる国々）、24.65-25.25GHz（第一地域）及び24.65-24.75GHz(第三地域)の周波数帯で運用される固定衛星業務通信網並びに14-14.5GHzの周波数帯で運用される海上移動衛星業務通信網について必要である。				+	+			X		C.10.d.7	
	…											
C.11	業務区域 能動型又は受動型検知器を除く全ての宇宙アプリケーション											
C.11.a	関連する送信又は受信局が地球局であるときには、地球上での衛星からのビームの業務区域 付録第30号、第30A号又は第30B号に従って提出される宇宙局については、最大100の試験地点及び地表上の業務区域コンタによって定められる業務区域又は最小仰角によって定義される業務区域 注-区域分配から変更された周波数割当てが付録第30B号プランの中で復帰する時、通告主管庁は復帰する区域分配において国内領土内で最大20の試験地点を選ぶことができる。			X	X	X		X	X	X	C.11.a	
	…											

付録第５号　第９条の規定に基づき調整を実施する又は合意を要請する主管庁の識別